

e 承認サービス（マンション管理組合）<収納代行利用版> 管理組合側サービス利用規定（収納金管理信託利用先用） 改定内容

※「改定前」の青字箇所は削除、「改定後」の赤字箇所は変更箇所です。

| | 改定前 | 改定後 |
|-------|---|--|
| 改定年月 | 2023 年 10 月改定 | 2025 年 4 月改定 |
| 1(1)① | 契約者の代表者（以下、「理事長」といいます）が契約者の理事のうち後記 1.(1)③に記載する承認または否認を行う権限を有する者（以下、「担当理事」といいます） を登録等する機能 （以下、「理事管理機能」といいます） | 契約者の代表者（以下、「理事長」といいます）が契約者の理事のうち後記 1.(1)③に記載する承認または否認を行う権限を有する者（以下、「担当理事」といいます） の新規登録、担当理事の登録削除、担当理事のパスワードの初期化等 （以下、併せて「 登録等 」といいます） を行う機能 （以下、「理事管理機能」といいます） |
| 1(1)② | 契約者の 理事長が交代する場合において新たに選任された理事長を本サービスの利用にかかる理事長として登録する機能（以下、「理事長交代機能」といいます） | 理事長が交代する場合において新たに選任された理事長を本サービスの利用にかかる理事長として登録する機能（以下、「理事長交代機能」といいます） |
| 1(2)② | マンション管理委託契約に基づく管理会社に対する授権 契約者は、マンション管理委託契約に基づき、管理会社に対し、管理会社が、契約者の代理人として、自らの裁量により管理費用の支払事務等を遂行するために必要な権限（管理費用の支払にかかる振込依頼明細にかかるデータの作成権限を含みます）を授与します（疑義を避けるために付言しますと、契約者は、本サービスの利用により管理会社から当該管理費用の支払承認依頼を受けるに当たり、管理会社に対し、管理会社が当該管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量が与えられない個別的かつ具体的な委託をすることはできないものとします）。 | マンション管理委託契約に基づく管理会社に対する授権 契約者は、マンション管理委託契約に基づき、管理会社に対し、管理会社が、契約者の代理人として、自らの裁量により管理費用の支払事務等を遂行するために必要な権限（管理費用の支払にかかる振込依頼明細にかかるデータの作成権限、 パスワード初期化機能（e 承認サービス（マンション管理組合）<収納代行利用版> 管理会社側サービス利用規定（収納金管理信託利用先用） （以下、「 管理会社側サービス利用規定 」といいます）1.(1)④に定義します）の利用による理事長または理事のパスワード初期化の当行に対する申請権限およびログイン ID 通知機能（管理会社側サービス利用規定 |

| | | |
|-------|--|--|
| | <p>契約者は、本サービスの申込時、本利用契約の締結時および本サービスの利用時において、管理会社に対して当該権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約が存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。</p> | <p>1.(1)④に定義します）の利用による理事長または理事のログイン ID 通知の当行に対する申請権限を含みます を授与します（疑義を避けるために付言しますと、契約者は、本サービスの利用により管理会社から当該管理費用の支払承認依頼を受けるに当たり、管理会社に対し、管理会社が当該管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量が与えられない個別的かつ具体的な委託をすることはできないものとします）。</p> <p>契約者は、本サービスの申込時、本利用契約の締結時および本サービスの利用時において、管理会社に対して当該権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約が存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。</p> |
| 1(2)④ | <p>管理会社に対する情報開示</p> <p>当行は、管理会社に対し、契約者が本サービスを利用しましたは管理会社が管理会社側サービスを利用する上で必要な契約者ならびに理事長および担当理事に関する情報その他の契約者による本サービスの利用にかかる情報を開示することができるものとし、契約者はこれに異議なく承諾することとします。ただし、理事長および担当理事のログイン ID、初期パスワードおよびパスワードについては開示しないものとします。なお、契約者は、当行が理事長および担当理事に関する情報を管理会社に開示することについて、あらかじめ当該理事長および担当理事の同意を得るものとします。</p> | <p>管理会社に対する情報開示</p> <p>当行は、管理会社に対し、契約者が本サービスを利用しましたは管理会社が管理会社側サービスを利用する上で必要な契約者ならびに理事長および担当理事に関する情報その他の契約者による本サービスの利用にかかる情報を開示することができるものとし、契約者はこれに異議なく承諾することとします。ただし、理事長および担当理事のログイン ID (ValueDoor 利用規定第 4 条(1)①に定める手続により発行される利用者 ID をいいます。以下同じ)、初期パスワードおよびパスワードについては開示しないものとします。なお、契約者は、当行が理事長および担当理事に関する情報を管理会社に開示することについて</p> |

| | | |
|-------|---|--|
| | | て、あらかじめ当該理事長および担当理事の同意を得るものとします。 |
| 2(5) | 管理組合 ID 契約者は、本サービス申込等手続後に当行から付与される管理組合 ID を自らの責任において管理の上、当行所定の方法により使用するものとします。 | 管理組合 ID 契約者は、本サービス申込等手続後に管理会社から付与される管理組合 ID を自らの責任において管理の上、当行所定の方法により使用するものとします。 |
| 3(3)① | ログイン ID (ValueDoor 利用規定第 4 条(1)①に定める手続により発行される利用者 ID をいいます。以下同じ) 、初期パスワード、パスワードその他の本人確認に必要なものは、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとし、ログイン ID、初期パスワード、パスワードは第三者には一切開示しないものとします。 | ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認に必要なものは、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとし、ログイン ID、初期パスワード、パスワードは第三者には一切開示しないものとします。 |
| 3(3)④ | | 理事長または担当理事は、管理会社に対し、パスワード初期化機能の利用により当該理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のパスワードを初期化することを当行に対して申請することを当行所定の方法により依頼することができます。なお、理事長または担当理事の依頼の有無にかかわらず、管理会社がパスワード初期化機能を利用した場合には、理事長または担当理事のパスワードが初期化され、当該理事長または担当理事は、それ以前に利用していたパスワードを利用できなくなります。また、理事長または担当理事は、管理会社に対し、ログイン ID 通知機能の利用により当該理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のログイン ID を自らに通知することを当行に対して申請することを当行所定の方法により依頼することができます。なお、理事長または担当理事の依頼の有無にかかわらず、管理会社がログイン ID 通知機能を利用した場合には、理 |

| | | |
|--------|--|---|
| | | 事長または担当理事のログイン ID が当該理事長または担当理事に 対して当行所定の方法により当行から通知されます。 |
| 4(1)① | <p>理事管理機能の内容</p> <p>理事管理機能とは、理事長が占有・管理する端末の操作により、担当理事の新規登録、担当理事の登録削除、担当理事のログインパスワードの初期化等（以下、併せて「登録等」といいます）を行う機能をいいます。</p> <p>なお、契約者は、理事管理機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により理事長を届け出るものとします。</p> | <p>理事管理機能の内容</p> <p>理事管理機能とは、理事長が占有・管理する端末の操作により、登録等（担当理事の新規登録、担当理事の登録削除、担当理事のパスワードの初期化等）を行う機能をいいます。</p> <p>なお、契約者は、理事管理機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により理事長を届け出るものとします。</p> |
| 8(2)⑤ | 契約者が当行との取引約定に違反した場合、契約書による本サービスの利用に影響を与える法令・規則等の制定・改定等があった場合等、当行が本サービスの利用停止または本利用契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合 | 契約者が当行との取引約定に違反した場合、 契約者 による本サービスの利用に影響を与える法令・規則等の制定・改定等があった場合等、当行が本サービスの利用停止または本利用契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合 |
| 11(2)⑤ | <p>ValueDoor 利用規定第 6 条の規定にかかわらず、契約者には、管理専用 ID および管理専用 ID（副）は付与されないものとします。また、同条(4)の規定にかかわらず、契約者は、当行所定の方法により管理専用 ID または管理専用 ID（副）にて利用者 ID の属性情報の登録および利用者 ID の利用可能なサービスの登録を行うことなく、ログイン ID を利用することができるものとします。なお、ログイン ID により、本サービスのうち当行所定の範囲のものを利用することができますほか、当行所定のログイン ID の利用により新たにログイン ID を登録することおよび既存のログイン ID を削除することができるものとします。</p> | <p>ValueDoor 利用規定第 6 条の規定にかかわらず、契約者には、管理専用 ID および管理専用 ID（副）は付与されないものとします。また、同条(4)の規定にかかわらず、契約者は、当行所定の方法により管理専用 ID または管理専用 ID（副）にて利用者 ID の属性情報の登録および利用者 ID の利用可能なサービスの登録を行うことなく、ログイン ID にて本サービスのうち当行所定の範囲のものを利用することができますほか、契約者は当行所定のログイン ID にて新たにログイン ID を登録することおよび既存のログイン ID を削除することができるものとします。</p> |